

【前橋市建築指導課からのお知らせ】

令和5年4月1日から 後退杭の支給対象が変更になります

前橋市内の建築基準法第42条第2項に規定する道路（二項道路）の後退線上に設置する後退杭について、これまで後退線の確定・暫定を問わず市から杭を支給していましたが、令和5年4月1日以降は後退杭の支給対象が下記のとおり変更になります。

1 市の後退杭を支給する対象

二項道路の後退用地を市へ寄付することについて市と事前協議済であり、かつ、建築主（分譲等の事業主を含む）が測量を実施し、関係者及び道路管理者との立会等により当該二項道路の境界線及び後退線を確定した位置に後退杭を設置する場合は、市の後退杭を無償で支給します。

（※後退杭支給申請に境界確定書の写し または 境界の証明願いの写しの添付が必要です。）

2 上記1以外は、市の後退杭の支給対象外となります

暫定的な後退線上に設置する後退杭などは、建築主（または事業主）が用意した任意の仕様による杭を設置してください。なお、後退杭の設置が完了したときは、市に後退杭設置報告書を提出してください。

【任意の仕様による後退杭の例】



※) 令和5年4月1日から「後退杭設置報告書」、「後退杭支給申請書」の様式及び添付書類が変更になります。令和5年4月1日以降は変更後の様式を使用してください。

【お問合せ】

前橋市都市計画部 建築指導課 指導係

TEL : 027-898-6752

Mail : kentikusidou@city.maebashi.ne.jp

【後退杭支給申請書に添付が必要な図書】

※ 二項道路の後退用地を市へ寄付することについて市と事前協議済であり、かつ、建築主（分譲等の事業主を含む）が測量を実施し、関係者及び道路管理者との立会等により当該二項道路の境界線及び後退線を確定した位置に後退杭を設置する場合のみ支給申請ができます。

- ① 後退杭支給申請書（様式第2号）
- ② 案内図
- ③ 公図の写し
- ④ 境界確定図（後退杭の設置点を記入したもの）
- ⑤ 境界確定書 または 境界の証明願い（市長の印のあるもの）の写し

【後退設置報告書に添付が必要な図書】

※ 後退杭（任意の仕様による暫定杭を含む）の設置が完了したときは、後退杭設置報告書を提出してください。

- ① 後退杭設置報告書（様式第1号）
- ② 案内図
- ③ 公図の写し
- ④ 配置図等（道路後退線及び後退杭の設置点を記入したもの）
- ⑤ 後退杭設置に伴う境界確定に関する誓約書（境界が確定していない場合）
- ⑥ 後退杭設置後写真（全景及び後退部分、各後退杭の設置状況及び後退方法がわかる写真）

《 後退杭設置後写真の例：中心後退の場合 》

設置したすべての杭が、道路中心線から2m確保できていることがわかるよう撮影をしてください。



※他の杭も同様に撮影した写真を貼付

《 後退杭設置後写真の例：一方後退の場合 》

設置したすべての杭が、官民境界線から4m確保できていることがわかるよう撮影をしてください。



※他の杭も同様に撮影した写真を貼付